

石綿（アスベスト）健康被害救済制度

＜特別遺族給付金＞

石綿業務が原因で中皮腫を発病し、それが原因でお亡くなりになられた労働者の方のご遺族は、「労働者災害補償保険法」に基づく遺族補償給付の対象となりますが、この保険給付の請求権が時効（被災労働者が亡くなった日の翌日から5年）により消滅した場合であっても、「石綿による健康被害の救済に関する法律」（以下「石綿救済法」といいます。）に基づく「特別遺族給付金」の対象となり、年金や一時金の給付が受けられます。

※特別遺族給付金の請求期限は、2032（令和14）年3月27日となっておりますので、ご注意ください。

＜特別遺族弔慰金・特別葬祭料＞

中皮腫でお亡くなりになった方が、労働者又は労災保険の特別加入者でなかった、あるいは、石綿を扱う仕事をしていなかったため、特別遺族給付金の対象とならないご遺族については、石綿救済法に基づき、環境再生保全機構より「特別遺族弔慰金及び特別葬祭料」（一時金。以下「特別遺族弔慰金等」といいます。）の給付が受けられる場合があります。

※中皮腫が原因でお亡くなりになったことがわかる医学的資料の提出が必要です。また、お亡くなりになった当時、請求するご遺族が生計を同じくしていたなどの条件が必要です。

※「特別遺族弔慰金等」と労災保険の「特別遺族給付金」を重複して受給することはできません。

（お問い合わせ先）

【労災保険給付及び特別遺族給付金に関すること】

○最寄りの労働基準監督署または労働局

○労災保険相談ダイヤル TEL 0570-006031（平日8：30～17：15）

（※ご利用には通話料がかかります。）

【特別遺族弔慰金等に関すること】

○独立行政法人環境再生保全機構

石綿救済相談ダイヤル（電話無料）TEL 0120-389-931（平日10：00～17：00）

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番